

# 7. 関係法規

## ○山梨県立文学館設置及び管理条例

(平成元年3月27日 条例第10号)

最終改正 平成29年3月14日条例第4号

(設置)

第1条 文学に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与するため、文学館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立文学館

位置 甲府市

(事業)

第3条 山梨県立文学館(以下「文学館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

一 文学に関する書籍、原稿、文献、写真、フィルムその他の資料及び文学者の遺品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、展示し、及び閲覧に供すること。

二 文学資料等の調査研究を行うこと。

三 文学に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。

四 文学資料等の利用に関し、必要な助言、指導等を行うこと。

五 研修室、講堂及び研究室を一般の使用に供すること。

六 その他文学館の設置の目的を達成するため必要な事業

(職員)

第4条 文学館に、館長その他の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に文学館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の承認(第11条第1項及び第2項の承認を除く。)に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 第3条第五号に掲げる事業に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定の手續)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出が

あったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、文学館の効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、文学館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第8条 文学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

ただし、第一号又は第二号に掲げる日が1月2日、同月3日又は4月30日から5月5日までの日である場合には、休館日としないものとする。

一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)

二 休日の翌日(この日が日曜日である場合を除く。)

三 12月29日から翌年の1月1日までの日

四 1月の第2火曜日(この日が1月8日である場合にあっては第3火曜日)から翌週の月曜日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間等)

第9条 文学館(研修室、講堂、閲覧室及び研究室を除く。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 文学館の研修室及び講堂の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 文学館の閲覧室及び研究室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 次号に掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで

二 日曜日、土曜日又は休日 午前9時から午後6時まで

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間又は利用時間を変更することができる。

(観覧の承認等)

第10条 文学館に展示されている文学資料等(教育委員会が指定するものに限る。)を観覧しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設、設備器具又は文学資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認を受けた者は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。

4 指定管理者は、第1項の承認を受けた者が第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

(利用の承認等)

第11条 文学館に保管されている文学資料等（教育委員会が指定するものを除く。）を閲覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 文学館に展示され、又は保管されている文学資料等（教育委員会が指定するものを除く。）を撮影しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の利用料を納付しなければならない。

4 前条第2項の規定は、第1項及び第2項の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

5 教育委員会は、第1項又は第2項の承認を受けた者が前条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

(研修室等の使用の承認等)

第12条 文学館の研修室、講堂又は研究室を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

一 第10条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

二 その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

3 第1項の承認を受けた者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第1項の承認を受けた者は、設備器具を使用するときは規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

5 指定管理者は、第1項の承認を受けた者が第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

(観覧料等の還付)

第13条 既に納付した観覧料、利用料又は使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の免除)

第14条 知事が特別の理由があると認めるときは、観

覧料、利用料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第6条各号に掲げる業務の実施の状況

二 文学館の管理の業務に係る収支の状況

三 前2号に掲げるもののほか、文学館の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(教育委員会による管理)

第16条 第5条の規定にかかわらず、教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第6条に規定する文学館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第8条第2項及び第9条第4項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、教育委員会の承認を受けて」とあるのは、「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第10条第1項の規定による文学資料等の観覧の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条第1項、第2項及び第4項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第12条第1項の規定による文学館の研修室、講堂又は研究室の使用の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条第1項、第2項及び第5項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

5 第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第10条第1項及び第12条第1項の規定の適用については、第10条第1項

中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第12条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について教育委員会の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

(警察本部長への情報提供依頼)

第17条 教育委員会は、次に掲げる場合においては、第12条第1項(前条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「使用承認」という。)を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成22年山梨県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者又は教育委員会が使用承認をしようとする場合

二 指定管理者又は教育委員会が第12条第5項(前条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による使用承認の取消しをしようとする場合

(教育委員会への情報提供)

第18条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により使用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、教育委員会に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第5条から第11条まで及び別表第1から別表第3までの規定は平成元年11月1日から、次項の規定は規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第53号で平成元年11月1日から施行)

(山梨県文学館建設基金条例の廃止)

2 山梨県文学館建設基金条例(昭和60年山梨県条例第5号)は、廃止する。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年山梨県条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成4年条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第29号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第31号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、次項及び附則第4項の規定は公布の日から、第1条中山梨県立美術館設置及び管理条例別表第3の改正規定(「(第8条関係)」を「(第12条関係)」に改める部分を除く。)及び第2条中山梨県立文学館設置及び管理条例別表第3の改正規定(「(第8条関係)」を「(第12条関係)」に改める部分を除く。)は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 教育委員会は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)第5条及び第7条の規定の例により、山梨県立文学館の管理に関し、指定管理者を指定することができる。

5 第2条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第6条第1項又は第8条第1項の規定によりされた承認であって、当該承認に係る利用の日が施行日以後であるものは、新条例第10条第1項又は第12条第1項の規定によりされた利用の承認とみなす。

附 則(平成24年条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

17 第16条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例第12条第2項の規定は、施行日以後に行われる同条第1項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第16条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第12条第1項の承認の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第10条関係）

（平4条例21・平9条例29・平18条例60・平20条例19・平26条例3・平26条例50・一部改正）

一 常設の展示の場合

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一 般	1人 320円	1人 250円
大学生及びこれに準ずる者	1人 210円	1人 170円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、20人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一 般	1人 1,080円	1人 860円
大学生及びこれに準ずる者	1人 540円	1人 430円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考 団体とは、20人以上をいう。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区 分	観 覧 料
一 般	1人 1,540円
大学生及びこれに準ずる者	1人 770円

備考

- 一 定期観覧とは、第10条第1項の承認の日から起算して1年間の観覧をいう。
- 二 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者は、定期観覧の対象としない。

別表第2（第11条関係）

（平4条例21・平7条例19・平9条例29・平20条例19・平26条例50・一部改正）

区 分		利 用 料
モノクローム	学術研究を目的とする場合	1点1回につき 210円
	出版等の収入を伴う場合	1点1回につき 3,130円
カラー	学術研究を目的とする場合	1点1回につき 480円
	出版等の収入を伴う場合	1点1回につき 6,150円

備考

- 一 原稿、墨書及び絵画は、1葉を1点とする。
- 二 その他の文学資料等は、各個を1点とする。

別表第3（第12条関係）

（平4条例21・平7条例19・平9条例29・平18条例31・平20条例19・平26条例50・一部改正）

一 研修室及び講堂を使用する場合

使用区分 施設区分	入場料金を徴収しない場合				入場料金を徴収する場合
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
研修室	1,200円	1,410円	1,410円	3,850円	上記使用料の額に2割の割増率を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額
講 堂	10,490円	11,660円	11,660円	31,760円	

備考 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

二 研究室を利用する場合

イ ロに掲げる日以外の日を使用する場合

使用区分 施設区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午前9時から午後7時まで
	共同研究室	330円	620円	280円
個人研究室	140円	230円	110円	480円

ロ 日曜日、土曜日及び休日を使用する場合

使用区分 施設区分	午前9時から正午まで	正午から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
	共同研究室	330円	840円
個人研究室	140円	350円	490円